

亀岡市人事行政の運営等の状況

亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年亀岡市条例第5号）の規定に基づき、令和3年度における亀岡市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

令和4年11月30日

亀岡市長 桂川孝裕

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況

ア 職員の採用の状況（令和3年度）

区分	試験採用	選考採用	割愛採用	計
事務・技術	25人			25人
学芸員	1人			1人
手話通訳士(者)	1人			1人
保育士・幼稚園教諭	4人			4人
指導主事			2人	2人
病院医師		1人		1人
病院看護師	1人			1人
病院医療技術	1人			1人
計	33人	1人	2人	36人

(注) 1 一般職に属する職員の採用状況である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

2 割愛採用とは、京都府等との人事交流による採用のことをいう。

イ 職員の退職の状況（令和3年度）

区分	定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	計
事務・技術	16人	1人	10人	1人	28人
保育士			5人		5人
保健師	1人				1人
指導主事			1人		1人
病院医師			2人		2人
病院看護師	1人		2人		3人
計	18人	1人	20人	1人	40人

(注) 一般職に属する職員の退職状況である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

ウ 職員の採用における競争試験の実施状況（令和3年度実施状況）

試験区分	申込者	受験者A	1次試験合格者	2次試験合格者	最終合格者B	競争率 A/B
事務Ⅰ（上級）（チャレンジ方式）	112人	69人	23人	15人	11人	6.3
総合土木Ⅰ（上級） （チャレンジ方式）	3人	3人	2人	2人	2人	1.5
	7人	4人	4人	3人	3人	1.3
	2人	2人	2人	2人	2人	1.0
事務Ⅰ（上級）（一般方式）	121人	54人	20人	11人	8人	6.8
事務Ⅲ（初級）	8人	7人	4人	2人	1人	7.0
総合土木Ⅰ（上級）（一般方式）	5人	3人	3人	0人	—	—
土木Ⅲ（初級）	1人	1人	1人	1人	0人	—
保育士・幼稚園教諭	19人	15人	10人	4人	3人	5.0
保健師	3人	1人	1人	1人	1人	1.0
病院看護師	5人	5人			4人	1.3

- （注） 1 令和3年度中に実施した状況であり、実際に採用した年度とは一致しない。
 2 最終合格者には採用辞退者、補欠合格者等を含む。

（2）職員数の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門		職員数			主な増減理由	
		令和3年	令和4年	増減		
普通会計部門	一般行政部門	議会	7人	7人		
		総務	136人	136人		
		税務	35人	35人		
		民生	160人	158人	△2人	退職者不補充による減
		衛生	42人	41人	△1人	非常勤職員配置に伴う減
		農林水産	28人	27人	△1人	非常勤職員配置に伴う減
		商工	13人	14人	1人	他団体への派遣に伴う増
		土木	65人	64人	△1人	市有建造物の営繕業務縮小に伴う減
	計	486人	482人	△4人		
	教育部門	68人	68人			
小計	554人	550人	△4人			
公営企業等部門	病院	129人	130人	1人	訪問看護事業強化に伴う増	
	水道	26人	26人			
	下水道	21人	21人			
	その他	25人	26人	1人	後期高齢者人口増に伴う増	
	小計	201人	203人	2人		
合計	755人 [839人]	753人 [839人]	△2人			

- （注） 1 一般職に属する職員の人数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。
 2 []内は、条例定数である。

イ 職種別職員数の状況（各年4月1日現在）

職種	職員数		職種内容
	令和3年	令和4年	
一般行政職	435人	434人	下欄のいずれにも該当しない職
税務職	35人	35人	課税、納税の業務に従事する職(税務課、税機構職員)
医療技術職	2人	2人	医療技術の業務に従事する職(理学療法士)
保健職	22人	22人	保健師の業務に従事する職(保健センター保健師等)
福祉職	72人	70人	保育の業務に従事する職(保育所保育士、養護師等)
企業職	176人	177人	地方公営企業に従事する職(上下水道部、市立病院職員)
技能労務職	1人	1人	現業の業務に従事する職(用務員等)
教育職	12人	12人	教育公務員(指導主事、幼稚園教諭、養護教諭)
計	755人	753人	

(注) 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

(3) 過去5年間における職員数の推移（各年4月1日現在）

部門		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	
普通会計部門	一般行政部門	職員数	469人	487人	489人	486人	482人
		増減	△3人	18人	2人	△3人	△4人
	教育部門	職員数	71人	68人	68人	68人	68人
		増減	2人	△3人	0人	0人	0人
	小計	職員数	540人	555人	557人	554人	550人
		増減	△1人	15人	2人	△3人	△4人
公営企業等部門	病院	職員数	124人	125人	127人	129人	130人
		増減	2人	1人	2人	2人	1人
	水道	職員数	27人	27人	26人	26人	26人
		増減	0人	0人	△1人	0人	0人
	下水道	職員数	21人	21人	22人	21人	21人
		増減	0人	0人	1人	△1人	0人
	その他	職員数	26人	25人	24人	25人	26人
		増減	0人	△1人	△1人	1人	1人
	小計	職員数	198人	198人	199人	201人	203人
		増減	2人	0人	1人	2人	2人
合計	総合計	738人	753人	756人	755人	753人	
	増減	1人	15人	3人	△1人	△2人	

(注) 1 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

2 増減は、各年における対前年比の職員増減数を示す。

2 職員の人事評価の状況

制度名	対象者	実施期間
人事評価制度	全職員	令和3年4月～令和4年3月末

3 職員の給与の状況

(1) 人件費と職員給与費の状況

ア 人件費の状況（令和3年度普通会計決算）

住民基本台帳人口	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率 B/A	(参考) 令和2年度の 人件費率
87,302人	43,247,703千円	1,786,869千円	5,942,591千円	13.7%	12.7%

(注) 住民基本台帳人口は、令和4年3月31日現在のものである。

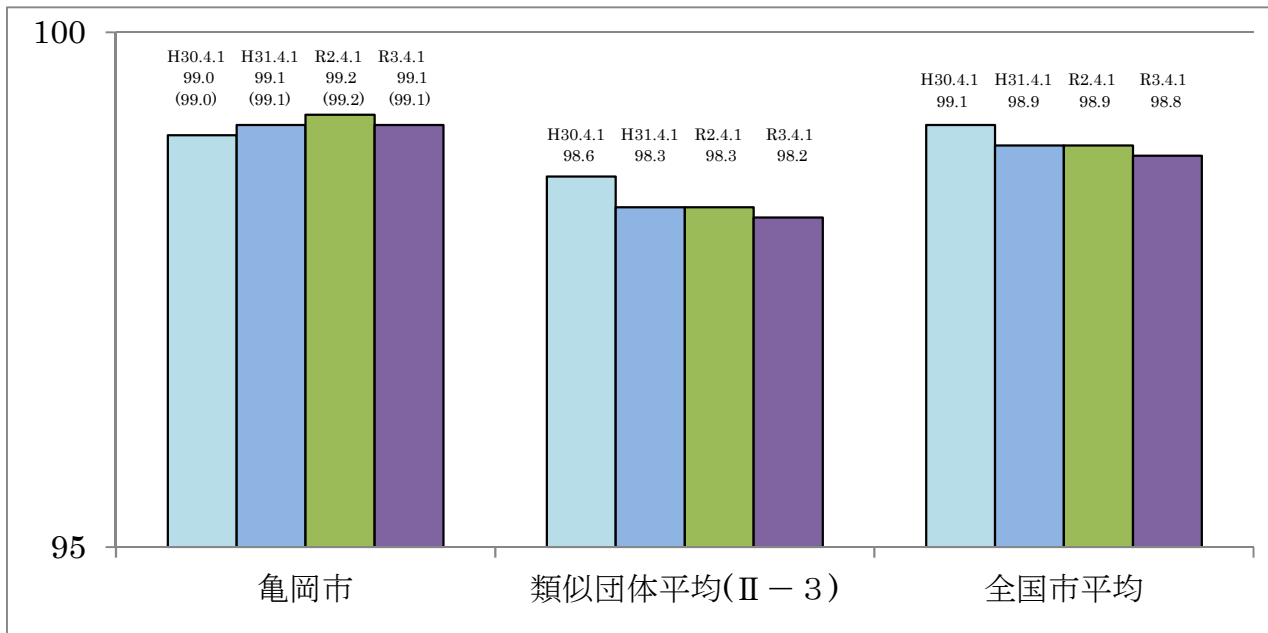
イ 職員給与費の状況（令和3年度普通会計決算）

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
554人	1,941,354千円	541,751千円	815,012千円	3,298,117千円	5,953千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、普通会計に属する一般職の職員（令和3年4月1日現在）の人数である。
ただし、教育長、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

ウ ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(2) 特別職等の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区分		給料月額等		
		令和3年度		
給料	市長	985,000円/月		
	副市長	787,000円/月		
	病院事業管理者	664,000円/月		
	教育長	694,000円/月		
報酬	議長	560,000円/月		
	副議長	490,000円/月		
	議員	440,000円/月		
期末手当	市長 副市長 病院事業管理者 教育長	支給月数：3.35月分 役職加算額：（給料月額＋地域手当）×15%		
	議長 副議長 議員	支給月数：3.35月分 役職加算額：報酬月額×15%		
退職手当	市長	算定方式	1期の手当額	支給時期
	副市長	給料月額×在籍年数×550/100	1,950万円	任期毎又は退職時
	病院事業管理者	給料月額×在籍年数×325/100	921万円	任期毎又は退職時
	教育長	給料月額×在籍年数×280/100	669万円	任期毎又は退職時
		給料月額×在籍年数×280/100	536万円	任期毎又は退職時
備考	市長、副市長、病院事業管理者及び教育長に地域手当支給（給料月額の6%） 退職手当については算定額に市長、副市長及び病院事業管理者は100分の90、教育長は100分の92の割合を得た額			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、各年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）（教育長は3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

(3) 公営企業職員の職員給与費の状況

ア 水道事業(令和3年度決算)

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に 占める職員給与費比率
1,454,459千円	198,939千円	154,482千円	10.6%	10.4%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 45,042千円を含まない。

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
26人	98,101千円	24,914千円	42,621千円	165,636千円	6,371千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和4年3月31日現在の人数である。

イ 下水道事業(令和3年度決算)

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に 占める職員給与費比率
2,751,979千円	322,682千円	117,541千円	4.3%	4.4%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 18,405千円を含まない。

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
22人	68,262千円	16,322千円	27,723千円	112,307千円	5,105千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和4年3月31日現在の人数である。

ウ 病院事業(令和3年度決算)

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に 占める職員給与費比率
3,193,055千円	46,213千円	1,214,229千円	38.0%	41.3%

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
128人	489,552千円	250,224千円	214,660千円	954,436千円	7,456千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和4年3月31日現在の人数である。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況(令和4年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻 終了時刻	休憩時間	週休日・休日
38時間45分	開始：午前8時30分 終了：午後5時15分	午後0時00分 ～午後1時	土曜日、日曜日、 国民の祝日、年末年始(12/29～1/3)

(注) 公務の運営上の事情等により特別の形態により勤務する職員を除く。

(2) 休暇制度の状況

ア 年次有給休暇の制度と取得状況について

区分	原因・理由等	休暇の期間	取得実績
年次休暇	1の年度ごとにおける休暇取得時季及び理由のいかんにかかわらず取得可	1の年度に20日 残日数は、20日を限度に次の年度に限り繰り越すことができる。	平均取得日数：9.5日 取得率：24.6%

(注) 取得実績は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得した平均値である。

イ 療養休暇（有給）の制度について

区分	原因・理由等	休暇の期間
公務傷病	公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により療養が必要なとき。	療養を必要とする期間
結核	結核性の疾病により療養が必要なとき。	療養を必要とする180日以内の期間
私傷病	その他の負傷又は疾病により療養が必要なとき。	療養を必要とする90日以内の期間
通院	負傷又は疾病により通院が必要なとき。	通院を必要とする期間で必要最低限の時間 ※1回の承認は、90日以内

(注) 公務傷病、結核、私傷病及び通院については、医師の診断書に基づき承認する。

ウ 特別休暇（有給）の制度について

区分	休暇の基準	休暇の期間
公民権行使休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認められる期間
公の職務執行休暇	裁判員、証人、鑑定人、参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	その都度必要と認められる期間
ドナー休暇	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合	その都度必要と認められる期間
ボランティア休暇	<p>職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合</p> <p>(1)地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>(2)身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて市長が定めるものにおける活動</p> <p>(3)(1)及び(2)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p>	1の年度について5日以内でその都度必要と認められる期間

結婚休暇	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	結婚の日(婚姻届の提出日、結婚式挙行日等)の5日前から1月後までの間の週休日、休日を除く8日以内の期間(いずれの日を結婚の日とするかは、職員が選択することができる。)
出生サポート休暇	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日(当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間
産前休暇	出産する予定である職員が申し出た場合	出産予定日の前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内の日から出産の日までの期間
産後休暇	職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間
育児時間	生後満1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間
配偶者の出産休暇	配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内の2日以内の期間
育児参加休暇	職員の妻が出産する場合、その出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	当該期間内における5日以内の期間
子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度について5日以内の期間(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日)
短期介護休暇	職員が配偶者、父母、子、孫、配偶者の父母及び職員と同居する祖父母、兄弟姉妹で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の世話をするとき。	1の年度について5日以内の期間(要介護者が2人以上の場合にあっては10日)
生理休暇	生理のために勤務することが著しく困難である場合	1回について2日以内で必要とする期間

妊娠の通院休暇	妊娠中及び出産後の職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	<p>次の区分によりその都度必要と認められる期間</p> <table border="1" data-bbox="903 215 1465 409"> <tr> <td>妊娠 23 週まで</td> <td>4 週間に 1 回</td> </tr> <tr> <td>妊娠 24 週～満 35 週まで</td> <td>2 週間に 1 回</td> </tr> <tr> <td>妊娠 36 週～出産まで</td> <td>1 週間に 1 回</td> </tr> <tr> <td>出産後 1 年まで</td> <td>その間に 1 回</td> </tr> </table>	妊娠 23 週まで	4 週間に 1 回	妊娠 24 週～満 35 週まで	2 週間に 1 回	妊娠 36 週～出産まで	1 週間に 1 回	出産後 1 年まで	その間に 1 回																	
妊娠 23 週まで	4 週間に 1 回																										
妊娠 24 週～満 35 週まで	2 週間に 1 回																										
妊娠 36 週～出産まで	1 週間に 1 回																										
出産後 1 年まで	その間に 1 回																										
妊娠障害休暇	妊娠中の職員が妊娠障害のため勤務することが著しく困難な場合	30 日以内で必要と認められる期間																									
服喪休暇	職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	<table border="1" data-bbox="903 539 1465 1178"> <thead> <tr> <th>親 族</th> <th>日 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>10 日</td> </tr> <tr> <td>父母</td> <td>7 日</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>5 日</td> </tr> <tr> <td>祖父母、曾祖父母</td> <td>3 日</td> </tr> <tr> <td>孫</td> <td>1 日</td> </tr> <tr> <td>兄弟姉妹</td> <td>3 日</td> </tr> <tr> <td>おじ、おば</td> <td>1 日</td> </tr> <tr> <td>父母の配偶者、配偶者の父母</td> <td>3 日(7 日)</td> </tr> <tr> <td>子の配偶者、配偶者の子</td> <td>1 日(5 日)</td> </tr> <tr> <td>祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母</td> <td rowspan="2">1 日(3 日)</td> </tr> <tr> <td>兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹</td> </tr> <tr> <td>おじ又はおばの配偶者</td> <td>1 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 日数は、その事実を知った日（日数が 1 日のものにあつては、任命権者が承認した日）から起算する。</p> <p>2 同一生計の場合は（ ）内の日数とする。</p>	親 族	日 数	配偶者	10 日	父母	7 日	子	5 日	祖父母、曾祖父母	3 日	孫	1 日	兄弟姉妹	3 日	おじ、おば	1 日	父母の配偶者、配偶者の父母	3 日(7 日)	子の配偶者、配偶者の子	1 日(5 日)	祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1 日(3 日)	兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	おじ又はおばの配偶者	1 日
親 族	日 数																										
配偶者	10 日																										
父母	7 日																										
子	5 日																										
祖父母、曾祖父母	3 日																										
孫	1 日																										
兄弟姉妹	3 日																										
おじ、おば	1 日																										
父母の配偶者、配偶者の父母	3 日(7 日)																										
子の配偶者、配偶者の子	1 日(5 日)																										
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1 日(3 日)																										
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹																											
おじ又はおばの配偶者	1 日																										
父母等の追悼休暇	職員が、配偶者、父母、子及び兄弟姉妹の追悼のための特別な行事を行う場合	1 日以内で必要と認められる期間																									
夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 の年度の 7 月から 9 月の期間内において、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する 3 日以内の期間																									
り災休暇	<p>地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>(1) 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時</p>	7 日以内でその都度必要と認められる期間																									

	的に避難しているとき。 (2) 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	
感染症交通遮断休暇	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく交通の制限又は遮断により勤務が不可能となった場合	その都度必要と認められる期間
災害交通遮断休暇	地震、水害、火災その他の災害による交通遮断により勤務が不可能となった場合	その都度必要と認められる期間
事故休暇	交通機関の事故等の不可抗力の場合	その都度必要と認められる期間

エ 介護休暇（無給）の制度について

区分	休暇の基準	休暇の期間
介護休暇	職員が配偶者、父母、子、孫、配偶者の父母及び祖父母、兄弟姉妹で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするとき。 ※対象となる者は、同居するものに限る。	要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間において必要とする日又は時間
介護時間	職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められるとき。	要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において必要とする時間（1日につき2時間を超えない範囲内）

5 職員の休業の状況

育児休業（無給）・部分休業（無給）の制度と取得状況（令和3年度）

区分	原因・理由等	取得者数（承認期間別）			
		～1年	～2年	～3年	計
育児休業	3歳未満の子を養育するとき。	11人	6人	7人	24人
部分休業	小学校就学前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないとき（30分単位で1日2時間以内）。	0人	0人	0人	0人

（注）令和3年度に新たに当該休業を取得した件数である。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

（1）分限処分の状況（令和3年度）

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な処分をいう。

処分事由	処分件数					実休職者数
	降任	免職	休職	降給	計	
勤務成績が良くない場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
心身の故障の場合	0件	0件	56件	0件	56件	17人
適格性を欠く場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人

（注）1 令和3年度において発令した延べ件数である。

2 休職処分件数は、期間更新をその都度新たな処分とみなして計上した数であり、実休職者数は、引き続き休職状態にあった者の実数である。

（2）懲戒処分の状況（令和3年度）

懲戒処分とは、職員に一定の義務違反がある場合に、公務における規律と秩序を維持するために行われる制裁的な処分をいう。

処分事由	処分件数				
	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0件	0件	0件	0件	0件
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0件	0件	0件	0件	0件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0件	0件	0件	0件	0件

7 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務の免除の状況（令和3年度）

職務に専念する義務について、法律又は条例に基づく次の区分に該当し、公務の運営に支障がない場合は、その免除が認められている。

内容（条例に基づくもの）		件数
研修を受ける場合		5 件
厚生に関する計画の実施に参加する場合		268 件
その他任命権者が必要と認める場合	子の保育参観、授業参観に出席する場合	40 件
	職員組合執行委員が上部団体の会議等に出席する場合	0 件
	その他（消防団活動等）	407 件

(注) 令和3年度において発令した延べ件数である。

(2) 営利企業等従事許可の状況（令和3年度）

公務員は、営利を目的とする私企業の役員等の地位を兼ね、又は自ら営利企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事してはならないが、次のいずれにも該当せず、地方公務員法の精神に反しないと認める場合に限り、任命権者から営利企業等に従事する許可を受けることができる。

ア 職務の遂行に支障のおそれのある場合

イ 職員が占めている職との間に特別な利害関係があり、又はその発生のおそれがある場合

ウ 職員の身分上ふさわしからぬ性質をもつ場合

許可件数	35 件
------	------

8 職員の退職管理の状況

退職者数	再就職先				
	亀岡市		他の地方 公共団体等	民間企業等	再就職者計
	再任用職員	非常勤職員			
40 人	11 人	3 人	0 人	2 人	16 人

9 職員の研修の状況

(1) 職員研修の実施状況（令和3年度）

研修区分	延べ 実施日数	受講者数
人事課主催研修 新規採用職員研修 ハラスメント研修 議会対応研修 人権研修 段取り力研修 職員倫理研修 男女共同参画研修 法制執務研修 ほか	27 日	738 人

その他研修	派遣研修 (京都市府市町村振興協会、市町村アカデミーほか)	272 日	200 人
	職場研修	184 日	3,369 人
合計		483 日	4,307 人

1 0 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生に関する計画の実施状況 (令和3年度)

区分	主な項目	受診者数
健康管理	定期健康診断	444 人
	人間ドック	284 人
	ストレスチェック	715 人

(2) 福利厚生事業に係る公費負担状況 (令和3年度)

亀岡市実施分	亀岡市職員互助会事業				福利厚生事業 に係る決算額 A + B
公費負担 決算額 A	公費負担額 B	互助会会員数 C	公費補助率	1人当たり 公費負担額 B / C	
3,875 千円	8,064 千円	752 人	本給の 0.6%以内	10,724 円	11,939 千円

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況 (令和3年度)

事案なし

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況 (令和3年度)

事案なし